

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和十八年五月二十一日

金曜日

目次

告示

- 告示
- 石炭販賣價格指定中改正 一頁
- 動力糉摺業免許證下付 一頁
- 墓地改葬 二頁
- 義報
- 海軍記念日の記念行事 三頁
- 食糧等資產運動展開 四頁
- 其の他

第千四百三十五號

◆鳥取縣告示第二百七十一號

昭和十八年四月鳥取縣告示第百九十二號（石炭ノ販賣價格指定ノ件）中左ノ通改正ス

昭和十八年五月二十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

九中「大口最高販賣價格ハ」ノ次ニ「坑所ヨリ貨車ニ依リ直送セラレタル」ヲ加フ

◆鳥取縣告示第二百七十二號

昭和十八年五月二十一日左記ノ者ニ對シ動力糉摺業免許證下附セリ

昭和十八年五月二十一日

免許證番號	鳥取縣知事 土 肥 米 之
住 所	氏 名
一、四四九 東伯郡南谷村大字泰久 寺六百參拾九番地	朝倉勇功

墓地所在地 鳥取縣高松市新田町字岡山乙六番地ノ四
昭和十八年五月二十一日

一、四四八 東伯郡南谷村大字泰久 寺六百參拾九番地	山 根 準 三
二 墓地數 九五墓	六段一畝二六步

◆鳥取縣告示第二百七十三號

左記墓地ハ今般結核療養所建設ノタメ改葬ヲ要スルモ緣故
者不明ノモノ有之趣ニ付有縁者ハ昭和十八年十月十日迄ニ

三 改葬先 香川縣高松市新田町岡山乙六番地ノ三
四 管理者 高松市長 鈴木義伸

昭和十七年三月二十日附鳥取縣告示第百四十五號中左ノ通正誤ス

誤

あかがれい

十月十六日—四月十六日 同 三、〇 同 〇、云 同 三、〇 同 〇、云

四月十七日—十月十五日 同 三、〇 同 〇、云 同 三、〇 同 〇、云

其ノ他ノかれい類

同 同 同 一、〇 同 〇、云 同 〇、云 同 〇、云

一、〇 同 〇、云 同 〇、云 同 〇、云

二、〇 同 〇、云 同 〇、云 同 〇、云

三、〇 同 〇、云 同 〇、云 同 〇、云

四、〇 同 〇、云 同 〇、云 同 〇、云

あかがれい

十月十六日—四月十六日 同 三、〇 同 〇、云 同 三、〇 同 〇、云

四月十七日—十月十五日 同 一、〇 同 〇、六 同 一、〇 同 〇、六

其ノ他ノかれい類

同 一、〇 同 〇、六 同 一、〇 同 〇、六 同 一、〇 同 〇、六

正

誤

あかがれい

十月十六日—四月十六日 同 三、〇 同 〇、云 同 三、〇 同 〇、云

四月十七日—十月十五日 同 一、〇 同 〇、六 同 一、〇 同 〇、六

其ノ他ノかれい類

同 一、〇 同 〇、六 同 一、〇 同 〇、六 同 一、〇 同 〇、六

彙 報

海軍記念日の記念行事

て」^トと題する感想文を募集して秀逸なものを作成せし
める

七、商工會議所では商店街目抜の店頭に記念裝飾をすること

八、市では市街目抜數ヶ所に軍艦旗及びZ旗を掲揚すること

と

九、短艇のある學校では短艇競漕を實施すること

十、各學校では生徒兒童をして小紙片等で軍艦旗又はZ旗

を作製し當日右胸部に佩用せしめること

十一、各戸に國旗又は軍艦旗を掲揚すること

十二、日婦會員は傷痍軍人を慰問すること

十三、遺家族慰安會を開催すること

十四、部隊へ發送すること

十五、軍事寫眞巡回展覽會を開催する

十六、各家庭に於ては防空設備の整備をなすこと

三、護國神社に參拜すること

四、各學校生徒兒童より海軍に因んだ繪畫を募集展覽する

五、日露戰爭參加海軍勇士の座談會を開催する

六、各學校生徒兒童より「決戰下日本海々戰記念日を迎える

戰時下絕對要件たる

食糧等増産運動開展

青少年團員・學徒を動員

3. 軍需用免毛皮の増産（少年團）
2. 實行項目
1. 農業報國精神の涵養

大東亞戰爭完遂上絕對の要件である國民食糧等の増産活動に縣下青少年團員並に學徒を動員し、皇國未會有の時局に於ける青少年の熾烈な報國精神を強力に具現せしめるため、縣では次の如く「昭和十八年度食糧等増産運動實施計畫」を樹立して本運動を展開することとなつた。

△青少年團の部

一、各單位團に於ては國民食糧の増産活動に重點を置き、次の實行項目中地方の實情に即して、適當と認めるものを選び實施すること、但し必行項目は全縣に實施すること

(一) 必行項目

1. 増收實踐田（畑）の設置（男子青年團）
2. 草木灰の增收（女子青年團）

ロ、病害虫の一齊防除

一定時期に團体的に或は個人的に團員を出動せしめ一齊に藥劑撒布、被害莖の拔取、害虫捕殺、麥奴豫防等を實施せしめること。尙ほ團員をして病害虫を監視せしめ之が早期發見に努めること

ハ、土地利用の増進

未墾地、空地、休閑地並に勞力不足其の理由

に依り作付をなさない耕地等の開發利用及び地改良を團体的、或は個人的に實施せしめること

ニ、裏作可能地の作付

裏作可能地であつて作付をなさない耕地は團員の責任に於て之を完全に利用せしめること

この裏作可能地或は未開墾地、空地、休閑地等の開發利用土地の栽培作物は水稻、麥類、甘藷、馬鈴薯

豆類、蕎麥、稗、玉蜀黍等の食糧作物或はヒマ等の軍需作物とすること

3. 自給肥料の増産

イ、堆肥積込週間、堆肥倍加運動、草刈競技會等を開係機關と連絡の上實施せしめること

ロ、綠肥の増産

綠肥栽培の可能地には紫雲英、青刈大豆等の蒔付を勵行せしめること

ハ、草木灰の採集

市街地に於ける木灰の採集並に農村地方に於ける草木灰の利用等を指導し加里質肥料の確保に努め、特

4. 自給飼料の増産

未墾地、空地、休閑地の利用に際し玉蜀黍、稗、紫雲英其の他飼料作物の栽培に適當な土地には努めて之を栽培せしめること

5. 軍需用免毛皮の増産

各團員の責任飼育數を定めて一齊に之れが増殖を圖らしめること、特に少年團員をして之が管理に當らしめること

6. 勞力の調整

イ、應召、入營戰歿軍人、傷病軍人家庭に對し率先勤務奉仕をなさしめること

ロ、勞力不足地方に對する勞力補給移動を計畫的組織的に行はしめ増産に寄與せしめること

共同炊事或是一般農事に奉仕せしめること

二、指導督勵方法

(一) 縣青少年團實施事項

次の事項を實施し本運動の趣旨及び實行の徹底を圖ること

イ、縣團專門委員を中心に縣内政部、農會其の他關係機關と連絡して指導委員を設け常時指導督勵を行うこと

ロ、本運動に關する趣旨の徹底、實施方法の具体的指導を圖るため都市團並に關係機關關係員協議會、郡市別町村關係者協議會を開催すること

ハ、年度半に郡市別若くは縣内數ヶ所に於て共勵會を開催し、本運動の實施狀況を報告せしめると共に相互に批判研究を行ひ之が強化徹底を期すること

ニ、郡市青少年團實施事項

縣團の指示に従ひ各單位團の實施を指導督勵すること

ミ、町村青少年團實施事項

郡市團の指示に従ひ次の事項を實施すること

イ、町村役場、農會等の役職員其の他の産業方面の學識經驗者を以て青年產業指導部を設け、當時指導督勵すると共に單位團の連絡調整を圖ること
ロ、村常會、部落常會其の他關係團體に對し常に連絡を密にし本運動を村民一般に理解せしめ積極的協力援助をなさしめること

三、實施上の注意

(一) 本運動の目的とするところは戰時下國民食糧並に飼料、肥料等の增産確保に縣下青少年を總動員し、之の實踐活動自體が國家奉仕活動の具体的表現であることを認識せしめると共に、勤勞を通じ青少年に對する綜合訓練を實施せんとするものであるから周到な計畫と組織の下に實施せしめること

(二) 本運動の實施に際しては創意工夫科學的態度を以て臨み、研究目標を明確に定め調査、記錄、反省、工夫の徹底を期すること

(三) 團體的實踐事項の實施に當つては其の行動組織は年令、性別、体力、作業、種類等を科學的に精めて編成すること

成すること

四、本運動實施の結果生じた收入は之を貯蓄の源泉とし

五、青少年團貯蓄目標を達成せしめるやう努めること

六、決定した實行事項の實施に付ては年中行事表を作成し其の完璧を期すること

七、實行項目の實施に當つては各團員をして年度初め計畫を樹立せしめ、又年度末には其の實績を報告せしめること

△中等學校の部

一、食糧增產作業に協力せしめるもの

大山訓練所に於ける訓練を初め縣下各地の開墾、埋立、麥刈、田植等に協力せしめるため全生徒を出動せしめる

二、學校各自に經營せしめるもの

各校男子一人一・五坪女子一坪の割合で、報國農場を經營し食糧增產に協力せしめる

△國民學校の部

初等科五年生以上一人一坪の割合を以て報國農場を經營する外村内の勞力不足部面に對し勤勞奉仕せしめる

◎週報・寫眞週報掲載內容（五月十九日）

◆週報

- 昭和十八年國家總動員計畫について
- 物資動員計畫問答
- 薪炭配給統制規則
- 赤ちゃんの体力検査
- 陸軍兵役検査規則改正
- 十四才から陸軍少年航空兵
- 航空擊滅戰實相

◆寫眞週報

- 東條總理比島訪問
- 東條總理を迎へたマニラの表情
- 棉花栽培の半歲の努力の實を結んだ比島バタンガ
- 新ジャワ誕生日の意義深い催し
- 北ボルネオの第一公民學校
- 國民學校からすぐ陸軍少年兵になれる

01071

- 病院船ウラル丸が受けた米機鬼畜の所業の跡
- 隣組に一人は作りませう子供保育責任者
- 満洲の兒童部隊一日入營
- 其の他

本年度鳥取縣生產目標

葱

郡市別	當作面積割	生産目標	出荷目標
鳥取市	二二〇反	七二千貫	六〇千貫
鳥取郡	一九〇	五六	五·一
鳥取郡	一八〇	三六	二二五
鳥取郡	一四〇	三四	一八〇
鳥取郡	一二〇	三六〇	一〇〇
鳥取郡	一〇〇	一五〇	一〇〇
野市	一五〇	一五〇	一五〇
伯耆郡	一九〇	二二六	一〇〇
高知郡	一九〇	二九八	一〇〇
頭美郡	一九〇	四二	一〇〇
子取郡	一九〇	一九〇	一〇〇
計	二二一	一一一	一一一

昭和十八年五月二十一日印刷
發行者

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市吉方町
印刷所(西鳥19)前田印刷所